

おく がい こう こく ぶつ  
屋外広告物のてびき



茨木市版

平成30年(2018年)11月



# 目次

1	屋外広告物の規制の必要性	1
2	屋外広告物とは	2
3	屋外広告物を表示（設置）するための手続き	3
4	禁止物件（屋外広告物を掲出・設置できない物件）	4
5	禁止区域（屋外広告物を掲出・設置できない場所）	5
6	許可区域（屋外広告物を掲出・設置に許可が必要な場所）	6
7	許可基準	7
8	表示制限物件（電柱や停留所標識を利用する広告物）	11
9	許可申請手続き	12
10	許可申請等書類	13
11	許可申請手数料	14
12	その他関係法令	15
13	規制を受けない広告物（適用除外）	16
14	公共施設等への屋外広告物の掲出	18
15	屋外広告業の登録	20
16	その他の注意事項	21
17	窓口一覧	23

## はじめに

この屋外広告物のおてびきは、大阪府屋外広告物条例による屋外広告物のおてびきを茨木市地域版として作成したものですので、他市では、規制内容が異なることがありますのでご注意ください。



# 1 屋外広告物の規制の必要性

看板、広告塔やネオンサインなどの屋外広告物は、ある面では情報の受け手にとって有益であり、まちを活気づけるものです。

しかし、無秩序に放置されると、屋外広告物が氾濫し、まちの美観や自然の風致を損なうことになるため、周囲の景観と調和した広告物の掲出が要請されることとなります。特に平成16年の「景観法」成立後は、美しいまちなみと良好な景観に対する国民の関心が非常に高まっています。

また、屋外広告物はその設置や管理が適正に行われないと、台風などの強風や地震などによって、通行人に危害を及ぼすことにもなりかねません。

さらに、屋外広告物そのものに対する規制とあわせて、屋外広告物の表示活動の大半を担う屋外広告業者に対する指導・育成も、安全で景観に調和した広告物を掲出する上で、不可欠になってきています。

大阪府及び茨木市では、このような趣旨から次の法令等により規制・指導を行っています。

- 屋外広告物法（昭和24年6月3日制定）
- 大阪府屋外広告物条例（昭和24年8月29日制定）
- 大阪府屋外広告物条例施行規則（昭和49年3月31日制定）
- 大阪府屋外広告物条例に基づく許可区域、禁止区域並びに表示の方法の制限に係る区域及び広告物又は掲出物件の指定（昭和49年4月26日制定）
- 茨木市における大阪府屋外広告物条例施行細則（平成25年1月1日制定）

## 2 屋外広告物とは

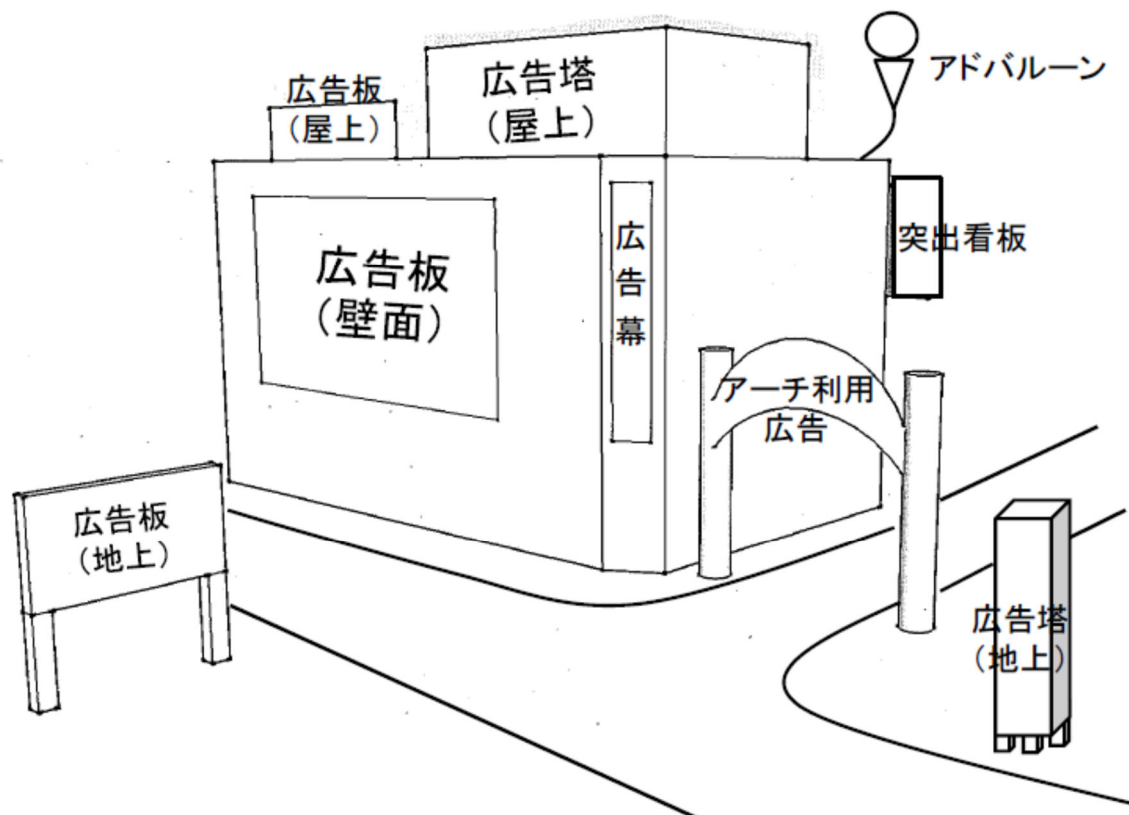
常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示、設置される看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、広告幕などの広告物をいいます。

このなかには商業広告など営利目的のものはもちろん、個人の名前や事務所・営業所名の表示、各種の行事、催物、集会等の案内など公衆に宣伝、広報するものも含まれます。

ただし、次のようなものは屋外広告物に該当しません。

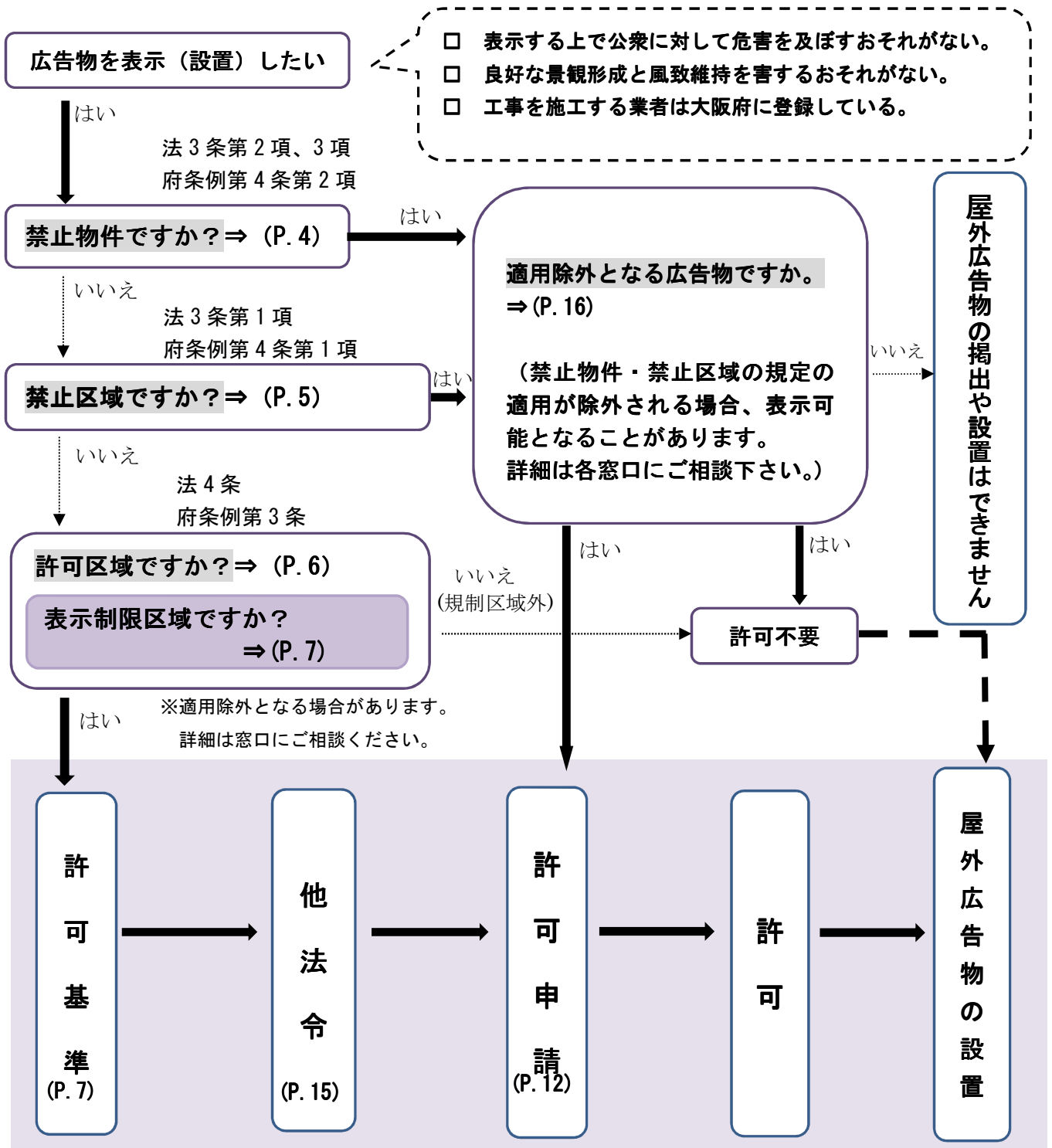
- ① 街頭で配布されるチラシなどの定着性のないもの
- ② 建築物や自動車の窓ガラス等の内側から貼られたもの
- ③ 駅、工場、野球場内等で、その構内に入る特定の人を対象とするもの
- ④ 単に光を発するもの（サーチライトなど）

### 【屋外広告物の種類】



### 3 屋外広告物を表示(設置)するための手続き

屋外広告物を適法に表示(設置)するためには、次の事項を確認の上、表示(設置)してください。

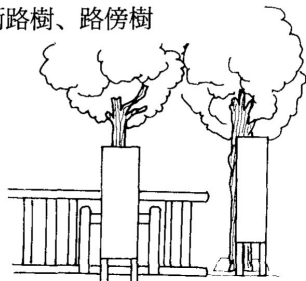


○大阪府内で屋外広告業を営もうとする方は、知事の登録を受けなければなりません。  
○大阪府屋外広告物条例が適用される区域内に営業所を有しているか否かにかかわらず、業として広告物の表示又は掲出物件の設置の工事等を行おうとする場合は、登録が必要です。  
詳しくは、P. 20 をご覧ください。

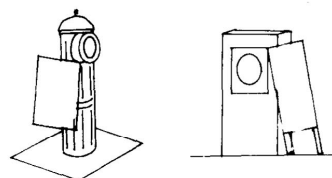
## 4 禁止物件（屋外広告物を掲出・設置できない物件）

次の物件には、広告物の掲出ができません。（適用除外広告物<P16>を除く。）

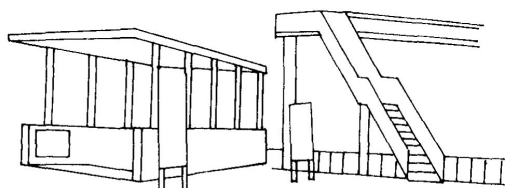
① 街路樹、路傍樹



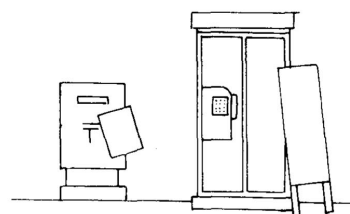
⑥ 消火栓、火災報知器



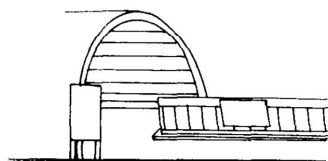
② 橋りょう、地下道の上屋



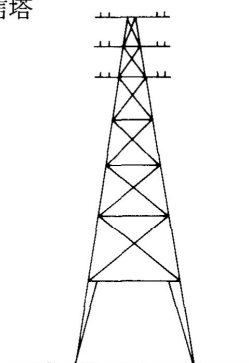
⑦ 郵便ポスト、電話ボックス



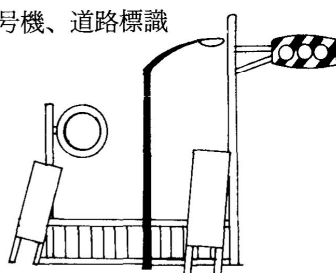
③ トンネル、高架構造物、道路の分離帯、道路・鉄道の擁壁



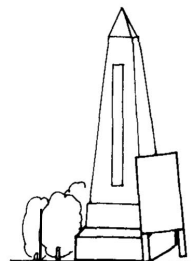
⑧ 送電塔、送受信塔



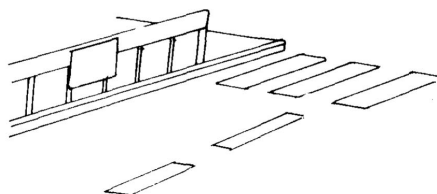
④ 街灯、信号機、道路標識



⑨ 形像、記念碑



⑤ 道路上の柵、駒止め



⑩ 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木 →現在、茨木市にはありません。



## 5 禁止区域(屋外広告物を掲出・設置できない場所)

禁止区域とは、良好な景観を形成し、または風致を維持することが特に強く要請される区域で、広告物を掲出することができません。(適用除外広告物<P16>を除く。)

- ① 都市計画法の規定による第一種低層住居専用地域
- ② 文化財保護法の規定による以下の地域
  - (1) 重要文化財(建造物に限る)に指定された敷地
  - (2) 史跡・名勝・天然記念物に指定または仮指定された地域
- ③ 大阪府文化財保護条例の規定による以下の地域
  - (1) 大阪府指定有形文化財(建造物に限る)の敷地
  - (2) 大阪府指定史跡、大阪府指定名勝、大阪府指定天然記念物の地域
- ④ 道路、鉄道、軌道、索道およびこれらに接続する地域で、知事が指定するもの →現在、茨木市にはありません。
- ⑤ 古墳、墓地



## 6 許可区域(屋外広告物の掲出・設置に許可が必要な場所)

許可区域とは、良好な景観を形成し、または風致を維持するため、広告物を掲出するには、市長の許可を必要とする次の区域です。

(適用除外広告物<P16>を除く。)

- ① 都市計画法の規定による第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区、
- ② 景観法の規定による景観地区 →現在、茨木市にはありません。
- ③ 都市緑地法の規定による特別緑地保全地区
- ④ 森林法の規定による保安林の区域
- ⑤ 自然環境保全法の規定による自然環境保全地域
- ⑥ 大阪府自然環境保全条例の規定による大阪府自然環境保全地域、大阪府緑地環境保全地域
- ⑦ 大阪府景観計画区域又はこれに隣接する区域で、知事が指定するもの  
→ 現在、茨木市では次の地域が指定されています。

(1) 北摂山系区域隣接区域

- ⑧ 道路、鉄道、軌道、索道およびこれらに接続する地域で、知事が指定するもの → 現在、茨木市では次の地域が指定されています。

国道、府道、都市計画法の規定により指定された都市計画区域内の幅員16m以上の道路、鉄道、軌道、索道ならびにこれらから両側 500mまでの地域のうち、これらから展望できる(※)範囲にある区域

- ⑨ 公園、緑地、広場、運動場、動物園、植物園、遊園地、競馬場、競輪場、船着場、火葬場、葬祭場の敷地内
- ⑩ 社寺、教会の敷地内
- ⑪ 公衆便所の外壁

### ※「展望できる範囲にある区域」とは

自然の立地条件により広告物の設置地域が展望できない場合、その地域は規制対象外となります。家屋などの人為的障害物により広告物が直接展望できない場合、その地域は規制対象となります。

## 7 許可基準

許可区域において、建物の屋上もしくは壁面に広告物を掲出する場合には、次の基準を満たす必要があります。

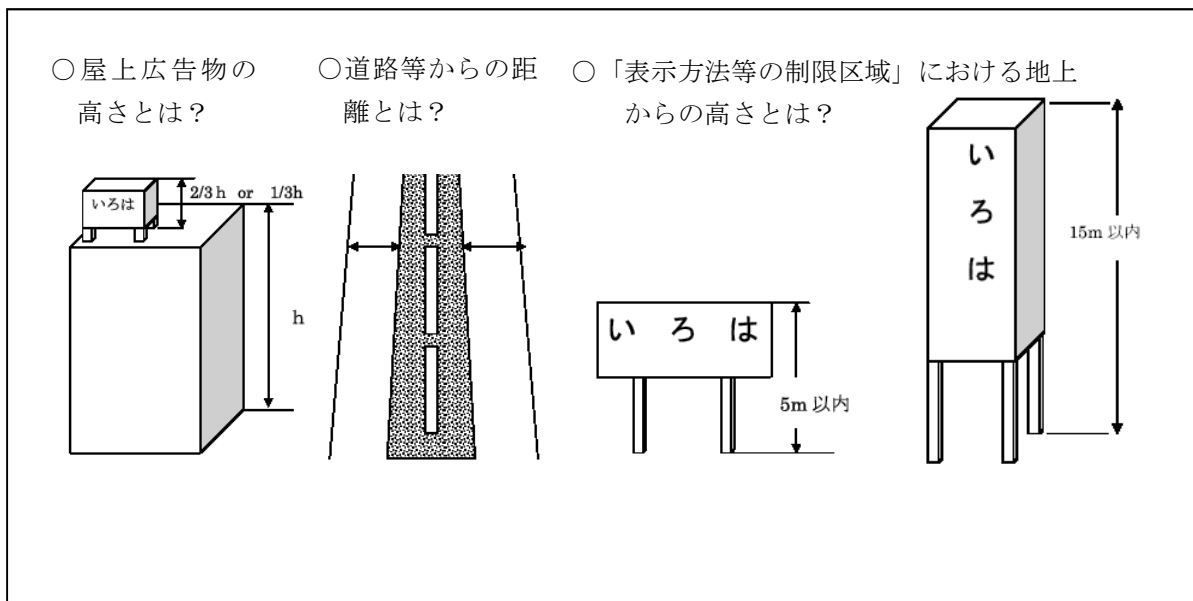
建物の屋上に表示する広告物 (以下「屋上広告物」という)	たて：建物の高さの 2/3 以内 よこ：建物の幅の範囲内
建物の壁面に表示する広告物 (以下「壁面広告物」という)	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内

### ■「表示方法等の制限区域」における許可基準■

許可区域のうち、知事が指定する道路や鉄道等の沿線(両側 500mまでの地域のうち、これらから展望できる範囲にある区域)は、路線等を中心とする表示方法等の制限区域【路線型表示制限区域】として、道路等からの後退距離や大きさなどの制限があります。また、都市計画法で定められる用途地域により規制内容が異なります。

また、知事が指定する大阪府景観計画区域及び隣接する区域については、面的な表示方法等の制限区域【面型表示制限区域】として、遠景に配慮した広告物の大きさの制限があります。

### 高さ・距離とは(例示)



## <表示方法等の制限区域の規制区分>

### 【路線型表示制限区域】

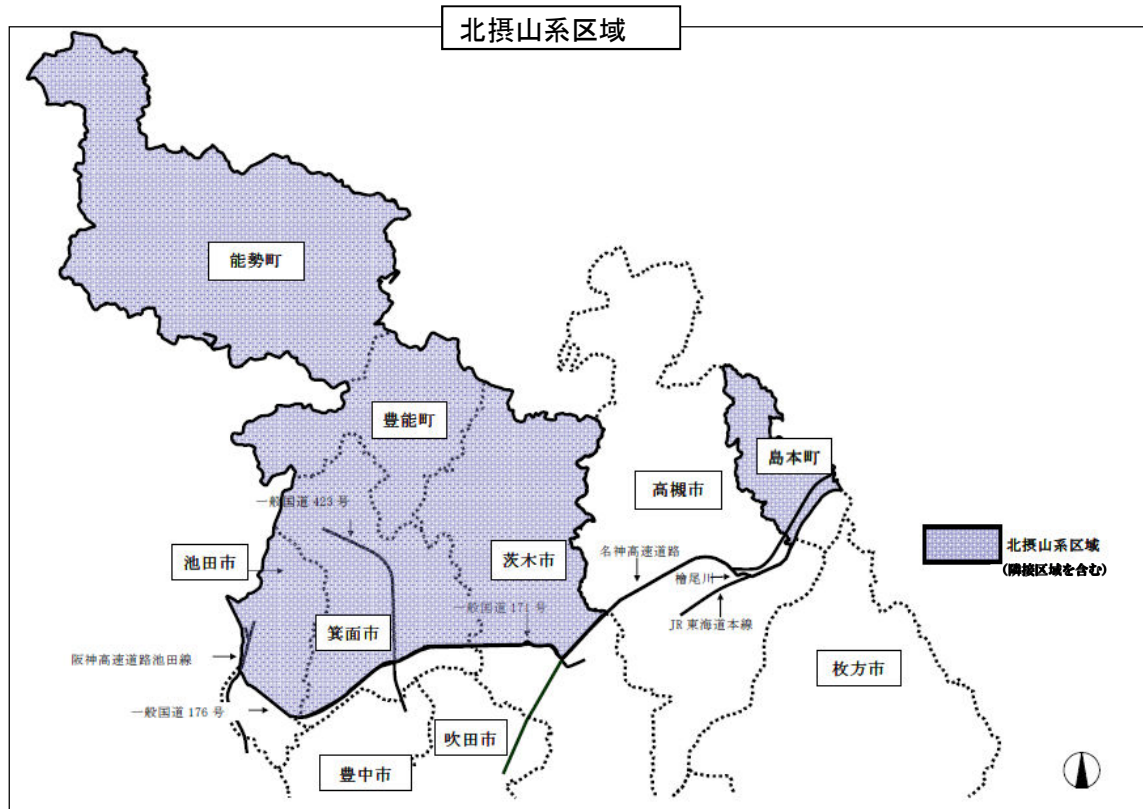
路線の指定は次のとおりです。

①一般の表示制限路線 ( 4 路線 )	一般国道 171 号	兵庫県界から池田市界まで及び府道茨木亀岡線との交点から高槻市宮野町と天王町の町界までを除く。
	府道大阪中央環状線	都市計画道路大阪中央環状線の部分に限る。
	東海道本線	
	阪急電鉄京都線	
②府県間高速道路等の重要路線 ( 4 路線 )	名神高速道路	
	府道南千里茨木停車場線	府道箕面摂津線との交点から終点までに限る。
	府道茨木摂津線	一般国道 171 号との交点から終点までに限る。
	東海道新幹線	

●路線の沿線における表示方法等の制限 ⇒ p9 参照

### 【面型表示制限区域】

面型の指定は次のとおりです。



●面型表示制限区域における表示方法等の制限 ⇒ p10 参照


※詳しい区域は以下のウェブページでご確認下さい。

[http://www.pref.osaka.jp/kenshi\\_kikaku/okugaikoukoku/index.html](http://www.pref.osaka.jp/kenshi_kikaku/okugaikoukoku/index.html)

■路線の沿線(両側 500mまでの地域のうち、これらから展望できる範囲にある区域)における表示方法等の制限【路線型表示制限区域】

前頁の沿線では、下表の用途地域により、重点制限区域・一般制限区域・制限緩和区域に分類され、規制の内容が異なります。

地域区分	路線区分	形式		自家用以外の広告物				自家用広告物			
				道路からの距離				道路からの距離			
				-50m未満	50m以上100m未満	100m以上200m未満	200m以上500m未満	-500m未満			
制限緩和区域	①~② 路線共通	屋上 広告物	たて	建物の高さの2/3以内				同左			
			よこ	建物の幅の範囲内							
		壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内				同左			
よこ	建物の幅の範囲内										
その他 の広告 物等	表示面積	50㎡以内		100㎡以内		大きさ・高さの規定なし					
	地上からの高さ	5m以内(広告塔は15m以内)									
一般制限区域	①一般の表示 制限路線	屋上 広告物	たて	掲出できません				建物の高さの2/3以内	同左		
			よこ					建物の幅の範囲内			
		壁面 広告物	たて					建物の高さの範囲内			
	よこ		建物の幅の範囲内								
	その他 の広告 物等	表示面積	30㎡以内					40㎡以内		大きさ・高さの規定なし	
		地上からの高さ	5m以内(広告塔は15m以内)								
②府県間高速道路等の重要路線	屋上 広告物	たて	掲出できません				建物の高さの2/3以内	同左			
		よこ					建物の幅の範囲内				
	壁面 広告物	たて					建物の高さの範囲内				同左
よこ		建物の幅の範囲内									
その他 の広告 物等	表示面積	7㎡以内					5m以内		大きさ・高さの規定なし		
	地上からの高さ	5m以内(広告塔は15m以内)									
重点制限区域	①~② 路線共通	屋上 広告物	たて	掲出できません				建物の高さの1/3以内	同左		
			よこ					建物の幅の範囲内			
		壁面 広告物	たて					建物の高さの1/2以内			
よこ	建物の幅の範囲内										
その他 の広告 物等	表示面積	7㎡以内						5m以内		大きさ・高さの規定なし	
	地上からの高さ	5m以内(広告塔は15m以内)									

※  は、通常の許可基準と同じ基準になります。

制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域

■大阪府景観計画区域のうち、北摂山系区域における表示方法等の制限  
【面型表示制限区域】

これらの区域には、路線型表示制限区域とは異なり、下表の制限が定められています。

なお、この規制（面型）は、路線型の規制がかかる区域以外の区域にかかります。

地域区分	形式		自家用以外の広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物の高さの 2/3 以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
よこ		建物の幅の範囲内		
	その他の広告物等		大きさ・高さの規定なし	同左
一般制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
その他の広告物等	表示面積	山系区域の市街化調整区域は、7㎡以内	大きさ・高さの規定なし	
	地上からの高さ	山系区域の市街化調整区域は、5m以内 (広告塔は 15m以内)		
重点制限区域	屋上広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等	表示面積	7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
地上からの高さ		5m以内 (広告塔は 15m以内)		

※は、通常の許可基準と同じ基準になります。

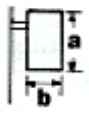
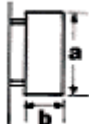
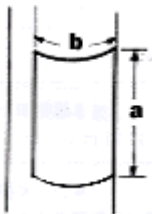
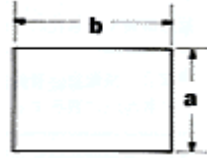
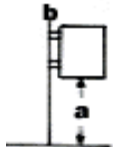
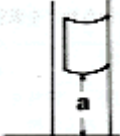
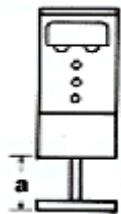
制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域

## 8 表示制限物件（電柱や停留所標識を利用する広告物）

### ■電柱や停留所標識を利用する広告物の許可基準■

電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを利用する場合、次の規制がかかります。禁止区域内や許可区域内で電柱等に広告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。

電柱や停留所標識を利用して広告物を掲出する場合、次のような規制があります。  
（適用除外広告物<P16>を除く。）

	電柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	①府及び知事の管理する道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 1.2 m以内(a) ・横 0.45m以内(b)  ① 以外の道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 2.0 m以内(a) ・横 0.5 m以内(b) 	・縦 1.5 m以内(a) ・横 電柱の円周の範囲内(b) 	・縦 0.45 m以内(a) ・横 0.45 m以内(b) 
掲出位置	・地上から最下端までの距離 4.5 m以上(a) (歩道上 3.0 m以上) ・電柱との間隔 0.15m以内(b) 	・地上から最下端までの距離 1.2 m以上(a) 	・地上から最下端までの距離 0.7 m以上(a) 
掲出数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。)	2面以内 (進行車両の非対向面・歩道側面に限る)
色彩等	①地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が低いもの、停留所標識を利用する広告物等にあつては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 ②蛍光塗料以外の塗料 *①②とも看板の場合に限っての制限		

# 9 許可申請手続き

許可区域で屋外広告物を掲出するには、市長の許可が必要です。

- 自家用広告物で合計7㎡を超える広告物は、許可が必要です。  
(自家用以外は大きさに関係なく、許可が必要です。)

府条例第11条

許可申請

①

府条例第11条1項2号

管理者は府の区域内に住所を有していますか

いいえ

府条例第11条1項3号

府の区域内に住所を有していて、直接に管理の事務を行う者を管理者に選んでください。

府条例第11条1項4号

工事の施工者は屋外広告業を営む者ですか

はい

府条例第22条

屋外広告業者は登録が必要です。  
(⇒ 15 屋外広告業の登録 <p20>)

府条例第11条1項11号

関係法令の手続きは必要ないですか

いいえ

関係法令の手続きが必要です。  
(⇒ 12 その他関係法令 <p15>)

許可

許可書・許可証の交付

府規則第5条

期間は2年以内、はり紙・立看板等は30日以内

施工

府条例第14条

竣工

工事完了の届出

府条例第15条2項

継続許可申請  
継続して掲出する場合

許可期限の満了の7日前までに、許可更新申請の手続きをしてください。

①

府条例第15条1項

変更許可申請  
種類・数量等に変更がある場合

変更内容についての許可が必要です。  
変更許可申請の手続きをしてください。  
許可期間は、現許可書の終了期間までです。  
変更許可手数料が必要です。 府条例第21条

府条例第16条

変更届  
管理者・代表者等に変更のある場合

変更が生じた時は、5日以内に変更届けを提出してください。

府条例第17条

撤去届  
広告物を除却した場合

広告物の掲出が不要となった時は、5日以内に除去し、完了後、撤去届出書を提出してください。



# 10 許可申請等書類

屋外広告物の許可申請書等は、茨木市に提出してください。

種 別	添付書類	摘 要
新規許可申請 (様式第1号)	現況カラー写真	設置場所が全てわかるもので、現況を撮影したもの
	付近見取図	主要道路等を明示したもの
	配置図	
	広告物図面関係	
	平面図	建築物・広告物の両方を含んでいるもので、それぞれの位置関係がわかるもの
	立面図	建築物・広告物の両方を含んでいるもの
	意匠図	着色したもの
	構造図	建築物・広告物の両方を含んでいるもの
	配線図	広告物自体に電気設備を使用する場合
	その他の図面	必要に応じ市長が必要と認める図面
	委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合
道路占用許可書(写)	突出広告等で、道路等の上空を占用する場合	
承諾書	広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要	
その他の書類		
変更許可申請 (様式第2号)	現況カラー写真	変更となる広告表示面が全てわかるもので、現況を撮影したもの
	変更の内容がわかる書類	(新規許可申請添付書類参照)
	委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合
継続許可申請 (様式第1号)	現況カラー写真	広告表示面が全てわかるもので、現況を撮影したもの
	付近見取図	主要道路等を明示したもの
	安全点検結果報告書	高さが4mを超える広告塔または広告板の場合必要
	委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合
	道路占用許可書(写)	突出広告等で、道路等の上空を占用する場合
	承諾書	広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要
	その他の書類	
変更届出 (様式第10号)	委任状	申請者が当該届出手続きを代理人に委任する場合
しゅん工届出 (様式第9号)	委任状	申請者が当該届出手続きを代理人に委任する場合
	カラー写真	広告表示面が全てわかるもので、しゅん工後を撮影したもの
撤去届出	委任状	申請者が当該届出手続きを代理人に委任する場合
	カラー写真	撤去前、撤去後の状況がわかるもの

※ 申請書類等は各2部(正・副)提出してください。

※ 各種様式は、茨木市ウェブページからダウンロードできます。

# 11 許可申請手数料

屋外広告物の許可を受けるには、種類や面積に応じた許可申請手数料が必要です。

区 分		単 位	手数料の額
アドバルーン		1 個	650円
広告幕		1 枚	350円
立看板			200円
はり紙又ははり札		100 枚	250円
広告塔又は広告板 (広告塔、広告板、 建物その他の工作 物等に掲出され、又 は表示された広告 物を含む。)	2㎡未満のもの	1 件	450円
	2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	5㎡を超えるもの		1,000円に、5㎡を超え る面積が5㎡までごとに 1,000円を加算した額

※ はり紙又ははり札の枚数計算は、100枚に満たない端数を100枚とします。

※ 手数料について、書類審査後お渡しする納付書にて納めていただきます。

## 12 その他関係法令

屋外広告物を掲出するにあたっては、屋外広告物条例のほかに次のような関係法令の手続きが必要です。

事 項	必要な許可等の種類 (根拠法令)	お問い合わせ先
突出看板等を道路上空へ掲出する場合	道路占用許可 (道路法)	・国道事務所(主要国道) ・大阪府茨木土木事務所 (府道、一部国道) ・茨木市建設管理課(市道)
突出看板等を道路上空へ掲出する場合、道路上で工事または作業する場合	道路使用許可 (道路交通法)	茨木警察署
工作物自体の高さが4mを超える物件を設置する場合	工作物確認 (建築基準法)	・特定行政庁 (茨木市審査指導課) ・指定確認検査機関
設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備を設置する場合	ネオン管灯設備設置の届出 (消防法)	茨木市消防本部
アドバルーンを掲出する場合	水素ガスを充てんする気球の設置届 (消防法)	茨木市消防本部
	許可又は届出 (航空法)	大阪航空局 ・大阪空港事務所 ・八尾空港事務所 ・関西空港事務所
地区計画で広告物の規制がある場合	届出等	茨木市都市政策課
景観条例等で広告物の規制がある場合	届出等	茨木市都市政策課
生産緑地地区の規制がある場合	許可等 (都市計画法・生産緑地法)	茨木市都市政策課

# 13 規制を受けない広告物（適用除外）

社会生活を営む上で必要性の高い広告物は、各種規制（禁止物件、禁止区域、許可区域、表示方法等の制限区域、表示方法等の制限物件）の適用が全部又は一部除外されます。（条例第8条）

広告物の種類	項号	除外の内容	面積・大きさ	掲出位置	その他
(1) 他の法令の規定により表示・設置するもの	1項1号	許可不要			
(2) 道先案内図その他公共上やむを得ないので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示・設置するもの	1項2号	除外内容 ・禁止物件 ・禁止区域 ・許可区域 ・表示方法等の制限区域 ・表示方法等の制限物件			面積が40㎡を超える広告塔・広告板は、届出が必要
(3) 自家用広告物で、その表示面積が7㎡を超えないもの	1項3号				
(4) 冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	1項4号				
(5) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のためその会場の敷地内に表示するもの					
(6) 自己の管理する土地又は物件に当該土地又は物件の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件 〔危険に対する注意を促す看板など、自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき表示するもの〕	2項1号	許可不要	7㎡以内	地上から最上端まで5m以内	
(7) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物又は掲出物件 〔公共上必要な施設・物件に寄贈者名などを表示する広告物〕	2項2号	除外内容 ・禁止区域 ・許可区域 ・表示方法等の制限区域	・0.5㎡以内 ・表示方向から見て当該施設等の外郭線内を一平面とみなした場合の平面20分の1以内		
(8) (6)(7)以外の営利を目的としない広告物又は掲出物件 〔政治団体、自治会などの非営利団体が営利を目的としない行事や集会などを周知するために掲出する広告物〕	2項3号		(1)はり紙、はり札 縦 1.2m以内 横 0.8m以内 (2)立看板 縦 2.0m以内 (脚部を含む) 横 1.5m以内		明示事項 ・設置者又は管理者の氏名、名称及び連絡先 ・表示期間の始期終期
(9) 道先案内図その他公衆の利便に供する広告物又は掲出物件 〔学校や病院など多数の人々が利用する施設への案内板や誘導広告物〕	3項	許可必要 除外内容 ・禁止区域 ・表示方法等の制限区域	5㎡以内	地上から最上端まで5m以内	掲出個数は2個まで
(10) 自家用広告物で、都市計画法第11条第1項第5号及び第6号に規定する施設を利用するもの又は当該施設内にあるもの 〔学校・図書館などの教育文化施設、病院・保育所などの医療施設や社会福祉施設に表示する自家用広告物〕	4項1号	許可必要 除外内容 ・禁止区域			
(11) 電柱又は停留所標識を利用する広告物（※表示方法等の制限区域の適用は受けません）	4項2号		11 ページ参照		
(12) 規則で定めるはり紙、はり札又は立看板であって、掲出期間が30日を超えないもの	5項	許可不要 除外内容 ・許可区域	(1)はり紙、はり札 縦 1.2m以内 横 0.8m以内 (2)立看板 縦 2.0m以内 (脚部を含む) 横 1.5m以内		明示事項 ・設置者又は管理者の氏名、名称及び連絡先 ・表示期間の始期終期（30日以内）

## 自家用広告物とは…

- ・ 自己の事業または営業を表示し
- ・ 自己の事業所、営業所等に掲出されているもの

各事業所等における自家用広告物の表示内容は、次のようなものをいいます。

- ① 生産を行うことを目的とする事業所
  - ・ 当該事業所の名称
  - ・ 当該事業所で生産される製品名
- ② 営業、販売を行うことを目的とする事業所
  - ・ 当該営業所の名称
  - ・ 当該営業所の主たる販売品目
  - ・ 当該営業所の主たる販売活動の対象物
- ③ 事業の管理を行うことを目的とする事業所
  - ・ 当該事業所の名称
  - ・ 同一人又は同一法人の他の事業所で生産される製品のうち主たるもの
- ④ 娯楽、その他のサービスの提供を目的とする営業所
  - ・ 当該営業所の名称
  - ・ 当該サービスの内容
- ⑤ 倉庫、車庫、寮等の付随的な活動を行うことを目的とする施設
  - ・ 当該施設の名称



# 14 公共施設等への屋外広告物の掲出

■次に掲げる広告物等で関係行政機関の定める取扱方針に基づくものは、各種の規制（禁止物件、禁止区域、許可区域、表示方法等の制限区域）の適用が除外され、市長の許可を得たうえで公共施設等への掲出が可能となります。

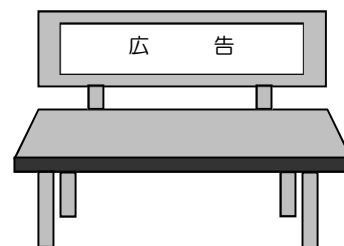
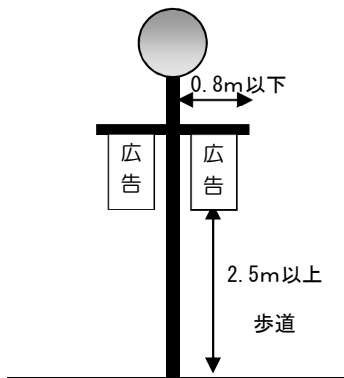
①以下の【活動主体】が行う【地域における公共的な取組み】に要する費用に充てるための広告物等

<b>【活動主体】</b>		
○自治会	○商店街振興組合	○特定非営利活動法人
○公共交通事業者	○公共団体	○その他地域の活動主体

<b>【地域における公共的な取組み】</b>
○道路の清掃・美化活動 ○街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理
○公共団体と地域住民等が一体となって開催する催物
○道路環境の向上その他営利を主たる目的としない事業又は活動で、道路の通行者又は利用者の利便性の向上、地域の活性化、にぎわいの創出等に寄与するもの
○防犯等地域における公共的な取組み

②【大阪府又は府内の市町村】が、【その管理する道路の維持、修繕その他の管理】に要する費用に充てるため、【広告主との契約に基づき】掲出する広告物等

(禁止物件である) 街灯への広告掲出例	(禁止区域にある) ベンチへの広告掲出例
---------------------	----------------------



■ **留意事項**

交通安全、道路環境、景観、まちづくり等の観点から関係行政機関が協議して定める取扱方針に基づく必要があります。

取扱方針に基づかないものは市長の許可を得ることができません。

■ **以下の点でその他の許可と異なりますのでご注意ください。**

○許可申請時に次の書類の添付が必要です。

①に該当する広告物【**地域における公共的な取組みの内容及び資金計画を記載した書類**】

②に該当する広告物【**広告料収入を道路の管理に要する費用等に充てることに広告主が賛同する旨を記載した書面**】

○許可期間は【**1年以内（催物についてはその催物の期間等）**】です。

○広告物等の見やすい箇所に【**①又は②に該当する広告物である旨**】を明記しなければなりません。

○許可期間満了後に【**事業報告書**】の提出が必要です。

# 15 屋外広告業の登録

屋外広告業を営もうとする方は、大阪府知事の登録を受けなければなりません。

## ■登録の有効期間・手数料

登録の有効期間は5年間です。継続して営業する場合は、更新の登録が必要です。なお、登録手続きには登録手数料(1万円)が必要です。

## ■登録が必要な場合

大阪府屋外広告物条例が適用される区域内に営業所を有しているか否かにかかわらず、業として広告物の表示又は掲出物件の設置の工事等を行おうとする場合は登録が必要です。

### 屋外広告業とは…

屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

したがって、広告代理業や単に広告物の印刷、製作等を行うだけでは、屋外広告業には当たりません。

## ■業務主任者の選任

登録を受けようとする方は、営業所ごとに以下のいずれかを満たす者を業務主任者として選任しなければなりません。

- ① 登録試験機関の行う試験に合格した者(屋外広告士を含む)
- ② 都道府県や政令指定都市、中核市が行う講習会の課程を修了した者
- ③ 広告美術仕上げに関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者

## ■登録申請(届出)先

登録申請をする場合は、大阪府建築企画課までお問い合わせください。

自治体	担当課	所在地	連絡先
大阪府	建築企画課	大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎27階	06-6210-9718

※ 茨木市では受付していません。



## 16 その他の注意事項

### ■管理義務

広告物の所有者、占有者、表示者及び設置者並びに管理者は、公衆に対する危害の発生防止のため、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにしなければなりません。

また、安全管理の観点から、大阪府屋外広告物条例及び同条例施行規則、茨木市における大阪府屋外広告物条例施行細則が改正(平成30年10月1日施行)され、高さが4mを超える広告物等の所有者又は占有者に対し、屋外広告士などの有資格者による安全点検の実施が義務付けられます。

併せて高さが4mを超える広告物の継続許可申請の際には、「屋外広告物安全点検結果報告書」の提出が必要です。

※ 新設時に建築基準法に定められている工作物確認を行っていない場合は、茨木市審査指導課に相談してください。

### ■安全点検実施者の資格について

大阪府屋外広告物条例等の改正により、安全点検実施者の資格が厳格化され、次のとおり変更になります。

- ・屋外広告士
- ・特種電気工事資格者のうちネオン工事に係る資格者
- ・屋外広告業の事業者団体が、内閣府の公益認定を受けて実施する広告物の点検に関する技能講習会の受講修了者

ただし、平成30年(2018年)9月30日までに許可を受けた広告物については、経過措置として、平成32年(2020年)9月30日までは、従来どおりの点検方法・点検資格者でも良いこととしています。

### ■除却義務

許可期間、掲出期間が満了したときは、遅滞なく広告物又はこれを掲出する物件を除却しなければなりません。除却が完了したら、撤去届書を提出してください。

### ■違反広告物に対する措置

条例に違反した広告物については、その表示者や設置者、管理者に改修、移転、除却等の措置を命じることがあります。

また、これに応じないときは、強制的に除却することがあります。

### ■広告主の義務等

広告物の掲出を依頼した広告主にも、違反掲出を防止する義務があります。その義務に違反したときは、会社名等を公表することがあります。

### ■罰則

条例に違反した場合には、1年以下の懲役や50万円以下の罰金などに処せられることがあります。

また、違反行為を行った行為者だけでなく、雇用主や掲出を指示した者に対しても罰則の規定が適用されます。

きれいな街・安心できる街をみんなの手で

道路などの公共施設には、はり紙や立看板などが条例に違反して掲出されていることがあります。

まちの良好な景観や安全性を確保するため、事業者や市民の方々のご理解とご協力をお願いいたします。

## 17 窓口一覧

○屋外広告物の許可申請受付、違法広告物の除却は、茨木市で行っています。

■許可申請書類の提出先

茨木市都市整備部都市政策課

■違法広告物の除却事務担当課

(はり紙、はり札、広告旗、立看板等の簡易広告物に限ります)

茨木市産業環境部環境事業課

○屋外広告業の登録は、大阪府建築企画課で行っています。(p9 参照)





茨木市 都市整備部 都市政策課 平成 30 年（2018 年）11 月発行  
〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目 8 番 13 号  
茨木市役所南館 5 階

直通電話：072(620)1660  
mail:toshi@city.ibaraki.lg.jp